

令和5年度

蓮田市立蓮田南中学校  
いじめ防止基本方針

## 目 次

はじめに	2
1 いじめとは	2
2 いじめの基本的な認識	2
3 いじめの判断及び留意点	2
4 いじめの具体的な例	3
5 いじめの未然防止のための取組	3
6 いじめの早期発見への取組	4
7 いじめ発生時の取組	5
8 いじめの早期解決への取組	6
9 いじめ防止に向けての校内組織	6
10 「いじめ防止基本方針」に基づいた年間指導計画及び年間行事計画	7
11 学校評価及び学校運営の改善	7

## はじめに

蓮田市立蓮田南中学校は、いじめ防止対策推進法第13条を受け、蓮田市教育委員会より平成26年1月に示された「いじめ防止対策について」及び、平成30年4月の「いじめ防止対策について」の改訂に基づき、生徒が安心して安全な学校生活を送れる学校づくりをめざして、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために、いじめ基本方針を策定するものである。

### 1 いじめとは

#### いじめの定義

「いじめ」は、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの基本的な認識

- ①いじめは、どの子にも、どの学年・学級にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、教職員や保護者等が気づきにくいことが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる生徒にも問題があるという考え方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行等の刑罰等に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の生徒理解・生徒観、指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめ問題の対応については、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要がある。

### 3 いじめの判断及び留意点

- ①表面的・形式的でなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- ②嫌がらせや陰口等「暴力を伴わないいじめ」は、生徒が入れ替わりながら被害も加害もあることを十分に認識しておく。
- ③いじめられていても、本人がそれを否定する場合があるので、当該者の表情や様子をきめ細かく観察する。
- ④何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じることがあることを十分に認識しておく。
- ⑤いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属団体の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）も考えられること、さらに「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも十分に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにする。
- ⑥特定の教職員だけでなく、学校としての組織を活用する。
- ⑦学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、仲間やグループ等「一定の人間関係を持つ」集団から情報を得る。
- ⑧「物理的、身体的な影響、金品をたかる、隠される、嫌なことを無理矢理させられる」等を観察する。「お互いがやり合うけんか」は除くが、けんかのように見えても、いじめに相当する当該生徒の被害性に着目する。
- ⑨インターネット上の悪口は、当該生徒がそのことを知らなくても、心身の苦痛

を感じなくても、加害生徒に対する指導を行う。

#### 4 具体的ないじめの例

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷、画像をのせる、嫌なことをされる。等

#### 5 いじめの未然防止のための取組

本校では、学校経営方針のもと、教員が質の高い授業づくりをし、生徒が活躍できる授業への改善を図り、達成感を味わわせることにより自尊感情を育むようにする。また、家庭学習の充実、自ら学ぼうとする意欲を育てるため、将来の進路を見据えた学び方を身に付けさせる。さらに、全教育活動を通して道徳教育の充実を図っていく。そこで、いじめ未然防止のために、以下の点に取り組む。

- ①個に応じた指導法を工夫し、「基礎学力の定着」を育む授業改善を図る。
  - ・個を大切にしたい指導方法の工夫改善をめざす。
  - ・学習に対し、計画的かつ継続的な指導でつまずきの解消をめざす。
  - ・ガイダンス機能を生かし、家庭学習の習慣の定着をめざす。
- ②伝統を継承し発展させる生徒の主体性を育成する。
  - ・全ての教育活動で一歩進めた発想を加え、生徒の主体性育成をめざす。
  - ・学習活動や集会、行事等で自分の考えに自信を持って堂々と発表や報告ができるコミュニケーション能力育成につながる指導の充実をめざす。
- ③個の努力が輝き、協働の取組が輝く成果を挙げる研修を進める。
  - ・基礎・基本の充実と基礎学力の定着を目指した組織的な研修をめざす。
  - ・全教職員が達成感・成就感・満足感を味わう研修をめざす。
  - ・義務的な研修から積極的で目標達成型の研修をめざす。
- ④仕事に厳しく、人に優しい信頼感溢あふれる職場づくりを推進する。
  - ・「学校は生徒のためにある」をモットーに、生徒のために全力をつくす教職員集団をめざす。
  - ・互いに理解しあい、協力、補完し合う職場をめざす。
  - ・学年・分掌の活動をより組織的に機能させ、全体でその成果に成就感や達成感を持てる教師集団をめざす。
- ⑤生徒や保護者や地域に信頼される学校づくりを推進する。
  - ・生徒の主体性を助長し、責任感や連帯感・成就感を高める教育活動をめざす。
  - ・学校や学級の教育情報を常に発信し、内にも外にも開かれた学校をめざす。
  - ・保護者や地域の声に応えるため、参観日での懇談会、学校評価、地域行事への参加など、互いの信頼関係を大切にする学校をめざす。
  - ・学校だより、学級だより、ホームページなどを活用し、伝達から啓発への、より積極的な情報公開をめざす。

- ⑥全教育活動を通して道徳教育の充実を図る。
  - ・全教育活動で豊かな心の育成を図る。
  - ・生徒一人一人に思いやり等の心をめざす。
  - ・道徳教育の要として、道徳時間の充実、学級活動の充実をめざす。
  - ・保護者、地域と連携し、心の教育の充実をめざす。
- ⑦心の居場所のある学級づくりを行う。
  - ・思いやりの心を持ち、肯定的な人間関係づくりをめざす。
  - ・自他を互いに大切にし、尊重し合える学級づくりをめざす。
  - ・係り活動等では、各自の役割の自覚と、支え合う関係づくりをめざす。
- ⑧生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン（いじめ撲滅強調月間の取組）
  - ・生徒会主催のいじめ撲滅キャンペーンを実施し、生徒自身によるいじめ防止等の意識啓発をめざす。

活動例：いじめ防止標語、いじめ防止作文等の発表及び標語の掲示  
：いじめ防止会議の開催
- ⑨インターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。
  - ・学級または学年で、4月当初に学級活動で、ネットモラル等について学習をする。
  - ・年度当初の保護者会にて、ネットモラル等について、情報提供をする。
  - ・1学期中に全校で、非行防止教室を開催しネットモラル等について、講師を招き、講演会を行い、学級等での学習内容を深める。
  - ・2学期に、保護者対象のネットモラルに関する講演会を開催し、啓発する。
- ⑩特に配慮が必要な生徒について
  - ・当該生徒への適切な支援を行う。
  - ・保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※特に配慮が必要な生徒：発達障害を含む障害のある生徒  
海外から帰国した生徒や外国人の生徒  
性的マイノリティである生徒  
大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒

## 6 いじめの早期発見への取組

本校では、学校経営方針に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- ①いじめ防止等対策委員会は、生徒対象の「いじめアンケート調査」を年3回（5月、10月、2月）実施する。
- ②調査結果をもとに、必要に応じて、追加調査を実施する。
- ③調査結果を日常の生徒指導等に生かす。
- ④いじめ防止等対策委員会は、生徒対象の「いじめアンケート調査」実施後の調査結果を受け、保護者対象の「いじめアンケート調査」を年2回（7月、12月）実施する。
- ⑤調査結果については、内容等を十分に吟味し、適切な方法で公表する。
- ⑥けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合も

ある。生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状等を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応する。

## 7 いじめ発生時の取組

### ①具体的な取り組み

- ・基本方針に基づく取組の実施のため、具体的な年間計画の作成し、実行や検証を通して、必要に応じて修正を行う。
- ・いじめの相談、通報の窓口を確認する。
- ・いじめや生徒の問題行動などの情報収集及び記録の共有化を図る。
- ・いじめの疑いがあるとき、緊急会議の開催、関係生徒への事実関係の聴取、指導、支援体制・対応方針の決定、保護者との連携を図る。
- ・必要に応じて、市教育委員会へ報告し指示を仰ぎながら、他の学校や警察等の関係機関との連携を図る。

### ②重大事態への対処について

学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときには、以下の手立てを取る。

- ・いじめ防止等対策委員会は、24時間以内に具体的な対応をとる。  
(具体的な対応とは、誰が、いつまでに、どのように)
- ・いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときには、調査を行う。
- ・調査結果を受け、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- ・いじめ重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がはげれば公表を行う。ただし、公表を行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととする。

#### ※「生命、心身又は財産に重大な被害」の一例

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、年間30日（不登校の定義から）を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、校長の判断により、迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

なお、調査は、重大事態に対処、同種の事態の発生防止のために行うものとする。

### ③自殺の場合の調査における留意事項

生徒の自殺時の調査については、その後の自殺防止に資するため、自殺の背

景調査を実施する。なお、この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに充分配慮しながら行うこととする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮するものとする。

## 8 いじめの早期解決への取組

本校では、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報を共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

### ①積極的な生徒指導を進める全校生徒指導体制の充実

- ・カウンセリングマインドを持ち、教育相談的に接することのできる教員の集団をめざす。
- ・生徒を共感的に理解する教員の資質の向上のために、研修の計画的な実施をめざす。
- ・小中の連携の強化の充実をめざす。
- ・家庭や地域へ生徒の問題行動等について啓発を積極的に行い、連携の充実をめざす。

### ②計画的な研修の充実について

- ・生徒指導委員会は、いじめ未然防止のための研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- ・研修の際には、「New I's」を活用する。
- ・毎月の職員会議の際には、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。

### ③スクールカウンセラー等、外部関係機関の活用について

- ・スクールカウンセラーと連絡を密に取り、必要な場合はスクールソーシャルワーカーにも依頼しいじめの早期解決に向けた支援・指導の充実をめざす。
- ・生徒及び保護者への相談体制の整備を図る。
- ・その他、外部の関係諸機関との連携の充実をめざす。

### ④いじめ相談窓口の設置について

- ・生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるいじめ相談窓口を校内に設置する。
- ・相談窓口は、教頭とする。
- ・心の相談ポストを活用する。(設置場所は職員室前)
- ・学級担任、部活動顧問等が相談された場合は、直ちに教頭へ連絡する。
- ・心のホット相談員が相談された場合は、直ちに教頭へ連絡をする。

## 9 いじめ防止に向けての校内組織

本校では、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を設置する。

①本委員会の目的

- ・いじめ・問題行動等の予防、早期発見、対応、解決を目的とする。
- ・小学校、家庭、地域や関係諸機関との密接な連携を図る。

②本委員会の構成員

本委員会の構成員は以下の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任及び各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、心のホット相談員、スクールカウンセラー、及び必要に応じて学年主任、学級担任、部活動顧問等

③本委員会の組織

本委員会は、役員として、委員長1名（校長）、副委員長1名（教頭）、事務担当者1名（生徒指導主任）を置く。

④役員の任務

- ・委員長は、会議を統括する。
- ・副委員長は、委員長を補佐する。
- ・事務担当者は、委員会の企画、運営に当たる。

⑤会議

- ・会議は、月1回を定例とし、スクールカウンセラーの出勤日に開催する。定例会では、生徒の実態の報告、情報交換、問題行動等への対策等の検討を行う。
- ・委員長は必要に応じて、臨時の会議を招集する。

10 いじめ防止基本方針に基づいた年間指導計画及び年間行事

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・ 新入生に対するいじめ防止教育	・ いじめ防止教育	・ いじめ防止教育
	・ ネットモラル教育		
	・ 各学年、各教科、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定		
	・ いじめ防止対策委員会：「いじめ防止基本方針」策定		
5 月	・ 「明日への扉」を活用した授業実践（自分自身に関わること）		
	・ 第1回生徒・保護者対象の「いじめアンケート調査」検及び改正		
6 月	・ 授業改善に関わる研究授業		
7 月	・ 非行防止教室の実施（ネットモラル講演会等）		
	・ 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した授業実践		
	・ 第1回学校評価における「生徒保護者対象のアンケート調査（いじめを含む）」「いじめ防止対策について、生徒・保護者・教職員評価」を実施		
	・ 第1回学校評議員会で「いじめ防止基本方針」及び本校生徒指導の実態に係る協議		
8 月	・ いじめ防止に向けた校内研修会		
9 月	・ 授業改善に関わる研究授業		
10 月	・ 「明日への扉」を活用した授業実践（自然等との関わり）		



	・第2回生徒保護者対象の「いじめアンケート調査」実施
11月	・生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン（いじめ撲滅強化月間の取組）
12月	・「明日への扉」を活用した授業実践（集団・社会との関わり） ・第2回学校評価における、「生徒保護者対象のアンケート調査（いじめを含む）」「いじめ防止対策について、生徒・保護者・教職員評価」を実施
1月	・授業改善に関わる研究授業
2月	・第3回生徒保護者対象の「いじめアンケート調査」実施 ・「明日への扉」を活用した授業実践（人間としての在り方生き方との関わり） ・いじめ防止対策委員会：「いじめ防止基本方針」の年間評価及び報告 ・第2回学校評議員会で「いじめ防止基本方針」の基本方針の協議
3月	・いじめ防止対策委員会：今年度の課題及び新年度の取組の検討

※学校評価において、「いじめ防止に関する取り組みを評価すること」を明記した。（H29.04.10）

## 11 学校評価及び学校運営の改善

- ①日常の生徒の様子、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価される
- ②学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づける。
- ③教職員が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるように、校内指導体制の充実・整備を図る。